新宿区子育て支援施設等の設置に係る要請に関する要綱

31新子保施第5406号 令和2年3月31日 子ども家庭部長決定 都市計画部長協議

(目的)

第1条 この要綱は、建築物を新築しようとする者以下「事業者等」という。)に対し、当該 敷地内に子育て支援施設等(第2条第2号から第3号までに掲げるものをいう。以下同じ。) を設置するよう要請することにより、子育て支援施設等の整備を促進し、もって子育てし やすいまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 都市開発諸制度等 次に掲げるものをいう。
 - ア 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第8条第1項第3号に規定する高度利用地区
 - イ 都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区
 - ウ 都市計画法第12条の5第3項に規定する再開発等促進区(同条第2項第1号に規定する地区整備計画が定められている区域に限る。)
 - エ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 59 条の 2 の規定に基づく建築物の容積率 又は各部分の高さに関する特例制度 (「総合設計制度」という。)
 - オ 都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 36 条第 1 項に規定する都市再生特別地区
 - (2) 子育て支援施設 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 10 号に規定する小規模保育事業を行う事業所
 - イ 児童福祉法第6条の3第12号に規定する事業所内保育事業を行う事業所
 - ウ 児童福祉法第39条に規定する保育所
 - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
 - オ 子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 59 条第 5 号に規定する放課後児 童健全育成事業を行う事業所
 - カ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業 所
 - キ 子ども・子育て支援法第 59 条第 10 号に規定する一時預かり事業を行う事業所
 - ク 子ども・子育て支援法第59条第11号に規定する病児保育事業を行う事業所
 - (3) 子育て支援環境 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 授乳、おむつ交換等のできる設備及び場所
 - イ 子どもの遊び場又は子どもを連れた保護者及びその子どもが短時間滞在するための 設備及び場所
 - ウ その他、地域の状況に応じて子育て支援に資すると区長が必要と認める取組み等

(事前の届出等)

第3条 区長は、第4条及び第5条に掲げる建築行為を計画する事業者に対し、次に掲げる当該建築行為に係る事項を届け出ることを求めるものとする。

- (1) 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 所在地及び敷地面積
- (3) 主要な用途
- (4) 住戸の予定総数及び内訳
- (5) 建築の予定工期及び入居の開始が可能となる予定の日
- (6) 入居する予定の世帯の数の見込み
- (7) その他区長が必要と認める事項
- 2 前項の届出は、原則として、建築計画が確定する時期までに行うことを求めるものとする。
- 3 区長は、第1項の届出に際しては、当該届出の内容に変更があった場合は、速やかに当 該変更事項について届け出るよう求めるものとする。

(設置を要請する建築行為)

- 第4条 区長は、次のいずれかに該当する場合において、必要と認めるときは、事業者に対し、敷地内に子育て支援施設等を設置するよう要請する。
 - (1) 都市開発諸制度等を適用して建築物を新築するとき。
 - (2) 一の敷地内に 100 戸以上 (床面積が 40 平方メートル以上の住戸に限る。) の住宅が建設されるとき。
 - (3) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するものであって、敷地面積が 200 平方メートル以上の賃貸用建築物
- 2 前項の要請は、文書により行うものとする。

(要請への回答等)

- 第5条 区長は、事業者に対し、前条の要請に対して文書による回答を求めるものとする。
- 2 区長は、事業者(子育て支援施設等を設置する旨の回答があった事業者をいう。以下「設置事業者」)の合意の上、前項の回答内容の確実な履行について、協定書を作成するものとする。

(内容変更)

第6条 区長は、設置事業者に対し、この要綱の対象となり設置した子育て支援施設等の内容を変更しようとするときは、あらかじめ区長に届け出るよう求めるものとする。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に既になされた新宿区保育施設の設置に係る要請及び協議に関する要綱(平成27年4月1日付け子ども家庭部長決定)に規定する行為は、この要綱中に相当する規定がある場合は、当該相当する規定に基づく行為とみなす。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。